

## 評議員及び役員(理事・監事)の 報酬の支給基準

### 第1条 (目的)

この基準は、定款第9条及び第23条に基づき、評議員及び役員(理事・監事)に対する報酬の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (報酬の基準)

評議員および役員(理事・監事)の報酬は、職務遂行の対価に対して相当であるほか、社会福祉法人としての理念を踏まえ、その健全な運営をすすめるために適正と認められる額の範囲内でなければならない。

### 第3条 (報酬の辞退)

報酬は、辞退することができる。

### 第4条 (報酬の区分)

評議員及び役員(理事・監事)の報酬の区分は別表1のとおりとする。

### 第5条 (報酬額の決定と算出)

評議員および役員(理事・監事)の報酬は、この基準に従って評議員会の決議により、その額を決定する。

- 2 各理事の報酬額は、財務、経理の状況その他の事情を考慮しながら、前項に定める総額の範囲内で、別表1に定める年額を上限として算出する。

### 第6条 (支給の方法)

報酬の支給は、前条の規定により決定した年額を12で除した額を毎月25日(当日が休日の場合は、順次前日に繰上げ)に、現金あるいは銀行振り込みにより支払う。ただし、非常勤理事及び監事に対する報酬の支払いは、定時評議員会終了後すみやかに一括して行う。

#### (別表1)

区分	金額(年額上限)
理事長	1000万円
理事	700万円
評議員	20万円
監事	30万円